

平成 29 年度酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業）に係る 第 2 回事業参加要望の対応について

本事業においては、ミルクパーラーの方式変更等の労働削減の要望もあがったことから、今般、次の内容により、第 2 回目の事業参加要望を受付けることといたしました。

- ① 補助対象機械装置は第 1 回目と同じ内容です。取扱事業者別労働負担軽減機械装置リストを参考に選定してください。また、申請するにあたり、事業実施要領、配布資料、全国事業推進会議の内容等も踏まえ必要書類を準備するようにして下さい。
- ② 本事業は単年度事業であることから、**第 2 回の機械装置導入期限は第 1 回目と同じく、平成 30 年 2 月末日まで**といたします。
- ③ 「要望とりまとめ（様式第 1 号関係）及び実施計画申請書（様式第 2 号関係）」の提出期限は**平成 29 年 9 月 29 日（金）（必着）**とします。
- ④ 搾乳ロボット、ミルクパーラーなど納入までに一定期間を要する機械装置もあります。これらを要望する場合は、必ず販売会社に平成 30 年 2 月末日までに納品が可能であることを確認してください。
- ⑤ 搾乳ロボット、ミルクパーラーを申請する場合は、事前に本会に連絡してください。
- ⑤ 第 1 回目で実施計画の承認申請を行っている楽酪応援会議や労働負担軽減経営体であっても、第 2 回目の申請は可能ですが、**実施計画書の変更手続き及び楽酪応援計画の変更手続きが必要となりますのでご注意願います。**
- ⑥ 新たに楽酪応援会議を設立することも可能です。
- ⑦ 要望内容と楽酪応援会議の状況に応じた必要書類の提出を依頼させていただくため、**別紙様式の事前要望アンケートの提出にご協力ください。アンケートの締め切りは 9 月 8 日とします。**